

法友倶楽部 新入会員歓迎会

日時 2023（令和5）年3月20日 午後5時30分

場所 大阪弁護士会館904号室

1 開会挨拶

令和4年度法友倶楽部幹事長 森 直也

2 講演

「弁護士会と会派について」

講師 満村和宏会員（41期） 小池康弘会員（43期）

3 懇親会

アサヒスーパードライ梅田

大阪市北区西天満4-15-10 ニッセイ同和損保フェニックスタワーB1

4 連絡事項等

(1) ホームページへの情報提供のお願い

法友倶楽部では、一般公開ページ（<https://hoyuclub.com/>）と会員専用ページ（アカウントごとに個別にパスワードが割り振られています）からなるホームページを設置しており、会員専用ページにおいては、行事予定、行事報告、議事録等の情報を提供するほか、「会員情報」ページを設け、会員のプロフィールを掲載しています。

この「会員情報」は、会員ごとに1ページが割り当てられ、会員の事務所情報や個人のプロフィールが掲載できる仕様となっております。基本的には、パスワードで管理され会員だけが閲覧できる非公開ページに表示することとし（つまり、原則としては法友倶楽部会員にしか開示されません。）、特に希望される場合には、法友倶楽部ホームページ上の一般の方でもアクセスできるところに表示することができます。

会員間の交流を深めて顔の見える会派とするためにも極力情報提供をお願いしたいと考えていますが、会員限定ページであっても、インターネット上に自分の情報を載せるかどうかについては会員それぞれにお考えがあることと思います。現在、別途会員限定ページにPDFの会員名簿を掲載しておりますが、「会員情報」ページについては、会員の側で法友倶楽部のホームページに自らの事務所情報やプロフィールについて積極的に情報提供をしていただかない限りは掲載しない方

針としています。ついては、ご自身の事務所情報やプロフィール等を法友倶楽部ホームページに掲載することを希望する会員は、下記ページを通して Google フォームに入力していただきますようよろしくお願いいたします。

<プロフィール情報入力ページ>

<https://forms.gle/3FLakbWgMYhvM48J6> QR コード



(2) 行事日程

① 3月24日(月) 午後6時～ 【ジュニア部】 3月度例会
ジュニア部を卒業する56期会員の追い出しコンパです。

② 3月28日(火) 午後6時～ 【研修】
「ここが知りたい! 司法手続 ICT 化導入に伴う弁護士事務所セキュリティ対策」@弁護士会館1110号室+Zoom
講師: 山本了宣弁護士(後藤貞人法律事務所)
株式会社パープル

③ 4月1日(土) 午後1時～午後5時 【親睦】
お花見

弁護士と弁護士会や日弁連のこと

満村和宏

1 皆さんは、弁護士や弁護士会、日弁連が法律で規定されていることとはご存じでしょうか？

(1) 弁護士法 1 条

弁護士は、基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とする。

(2) 弁護士法 3 1 条

弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

(3) 弁護士法 4 5 条 2 項

日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

これらの条文を見ると、弁護士会の行う「所管事務」は、事務の改善進歩と弁護士等に対する指導監督、懲戒以外に規定されていません。弁護士会は自治組織であり、その限りで国家機関とされています。

2 疑問その 1

弁護士会、日弁連の活動の中に、死刑廃止運動や声明の発信等、事務の改善や指導監督以外の活動もしているが、法律に定めがないのはなぜか？

通常、会社の登記簿には事業目的の記載がある。目的外の活動については、場合によっては資金の支出が無効となることがあります。

それでは弁護士会や日弁連の活動は、法律に定めがない場合、目的外活動として無効となるのでしょうか？

死刑廃止決議に対する無効確認請求事件における大阪高等裁判所の判断（令和 4 年 5 月 1 3 日判決）

日弁連及び京弁（京都弁護士会）の目的の範囲につき、弁護士法 4 5 条 2 項、3 1 条 1 項は、弁護士等の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士等の事務の改善進歩を図るため、弁護士等の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことと定めるものの、それ以上の具体的な定めはされていない。もっとも、弁護士法は、その 1 条 1 項において、弁護士の使命は、基本的人権を擁護し、社

会正義を実現することと定め、同条2項において、弁護士は、前項の使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならないと定めているところである。

これら弁護士法の諸規定を併せて読めば、日弁連及び京弁は、その構成員である弁護士の使命（基本的人権の擁護及び社会正義の実現）の達成を図るため、現行の法律制度についてその改善に向けた意見を表明し、それに沿った活動をするこも、一定の範囲で許容されている（目的の範囲に含まれる）と解することができる。

もつとも、日弁連及び京弁がいわゆる強制加入団体であり、その法人としての活動も会員である弁護士の負担する会費に依存していることからすると、上記意見表明や活動も無制限に認められるということとはできず、意見表明や活動によって会員弁護士が特定の思想、信条、宗教、政治的な主義・主張を強制されることは許されないと解される。

以上の論理展開で、死刑廃止決議に、個々の弁護士の思想信条が拘束されることはないとして、無効確認を棄却しました。

3 疑問その2

死刑制度廃止や戦争反対等は、左翼思想か？

(1) 死刑制度廃止論は、死刑が究極の人権である生存する権利を剥奪する行為であり、人権侵害であることを根拠としています（それ以外にも、誤判に対する回復不可能性などもあります）。

戦争反対（憲法9条の擁護論）は、単純に人命が危険にさらされるとか、先の世界大戦による国民の苦難などが根底にあると思われる。しかし、他方で、国家存立の危機に対して、刑法で認められているような正当防衛や緊急避難の考え方を国家レベルでも議論すべきであるという考え方もあります。

結局、人権擁護の基本的な思想にも幅があり、白か黒かといった単純な二元論では説明が出来ないような議論状況にあります。

そこで、日弁連や単位会が声明やら決議案を出すことにどういう意味があるのかという観点から見ると、いわゆる議論状況をオープンにすることによって、政治家などの一部の勢力による議論だけでなく、広く国民に多様な考え方を提供することや、国や政治家に対して意見を表明することによって、民主的な結論を導くための役割を果たそうとしているということになると思います。

(2) さて、皆さんの中には、このような日弁連や単位会の活動が、左翼的な活動に見えていると思います。

以下は、ネットに掲載された幻冬舎の著書からの抜粋です。

左翼とは、「左」「左翼」は、人間は本来「自由」「平等」で「人権」があるという理性、知性で考えついた理念を、まだ知ら

ない人にも広め（「啓蒙」）、世に実現しようと志します。これらの理念は、「国際的」で「普遍的」であって、その実現が人類の「進歩」であると考えられるからです。ですから、**現実に支配や抑圧、上下の身分、差別**といった、「自由」と「平等」に反する**制度があつたら、それを批判し改革するのが「左、左翼」と自任する人の使命**となります。ゆえに多くの場合、「改革派」「革命派」なのです。

また、そうした改革、革命は、支配や抑圧、身分の上下、差別によってわりを食っていた下層の人々の利益となるはずです。ゆえに「下層階級」と結びつきます。

「右翼」は、「**伝統**」や「**人間の感情、情緒**」を重視します。

「知性」や「理性」がさかしらにも生み出した「自由」「平等」「人権」では人は割り切れないと考えます（「反合理主義」「反知性主義」「反啓蒙主義」）。ゆえに、たとえそれらに何ら合理性が認められないとしても、「**長い間定着してきた世の中の仕組み**

（「秩序」）である以上は、**多少の弊害があっても簡単に変えられないし、変えるべきでもない**」と結論します。こうした「伝統」的な世の中の仕組みには、近代以前に起源を有する王制、天皇制、身分制などが含まれ、それらは大方、「階層的秩序」「絶対的権威」を含んでいます。「右、右翼」と称する人は、それら威厳に満ちた歴史あるものを貴く思って憧れる「**伝統的感情**」を重んじ（「歴史主義」「ロマン主義」）、**そんなものは人権無視で抑圧的で差別の温床だ**などとさかしら（「知性的」「合理的」「啓蒙的」）に批判する**左翼らが企てる「革命」「改革」から、それらを「保守」しよう**と志します。ここで「保守」すべき「歴史」「伝統」は、各国、各民族それぞれで独自のものとならざるを得ないので、「右」「右翼」はどうしても「**国粹主義」「民族主義**」となつて、「**国際主義」「普遍主義**」と拮抗するようになります。

以上の定義を見ると、弁護士会の活動は、自由、平等、人権を守るという限りで左翼的であると言わざるを得ない訳です。

しかし、実際には、自民党は、保守政党であるけれど、自由、平等、人権を無視するという団体ではありません。かつては、自社さ政権という連立政権が発足し、村山富市さんが首相になりました。村山さんは社会党党首ですから、革新派（どちらかというとな左翼）です。政治の世界では、右と左が同居しているのです。なぜそのようなことが出来たのか？

何れの政党も 共産党以外は共産主義（生産手段の国有制）を容認していません。資本主義社会（生産手段の私有制）の中で、自由、平等、人権に配慮しながら、民主主義的な最大多数の最大幸福の実現を求めているから、連立が出来るのです。

つまりは、自由主義と社会主義（社会改良主義）の差はあまりな

いのです。税金をどのように使えば、よりよい社会が実現出来るのかという政策は、大きな政府（福祉国家・社会（改良）主義）と小さな政府（夜警国家・自由主義）という違いがありますが、明確に右翼と左翼に二分する考え方はあまり意味が無いと言うのが私の結論です。

死刑の廃止論は、伝統的な制度を改革する方向になるので左翼的ですが、さりとて、犯罪抑止力や被害者（遺族ら）の応報を求める気持ちは無視できないので存置論があります。これを右翼的とは言わないでしょう。世界的傾向は廃止論です。

折衷案として、廃止すべきとしても仮釈放が認められない終身刑の導入論もあります。

戦争の放棄について言えば、戦力は元々存在したのであるから、完全な戦力の不保持は左翼的ですが、自衛のための戦力の保持、行使は容認されるとする考えは右の傾向です。更には自衛のための先制攻撃という議論も出てきていますが、戦争は放棄しているので、左的な価値観から右向きへの修正が行われているという関係になると思います。

まさか、戦前のような戦力保持を主張する方はいないとおもいますが。

このように、右と左という二元論を言ってもあまり意味が無いことをご理解いただければと思います。

単純に、弁護士法が、基本的人権の擁護義務を弁護士や弁護士会に担わしていることが、左翼であるという評価に繋がるのだと思います。

4 民主主義と人権

さて、最後に、基本的人権の擁護を違う観点から見ると、多数派が民主的に決めた政策が少数者の権利を侵害する結果となったときは、これを質す必要があります。つまり、民主主義の限界として基本的人権という価値が憲法で認められているのです。他方で、憲法には、公共の福祉という概念があり、「人権は公共の福祉に従う」とされています。

つまり、基本的人権は、民主主義で認められた国家権力から個人を守るという価値であり、他方で、公共という多数の者が共有する価値である公共の福祉を毀損することが出来ないと規定されています。どちらを重視するかという観点からは、左とか右とかに分類出来るとしても、個人は多数を尊重し、多数は個人を尊重するという価値の調整が必要ではないかと思います。

ほんとうに最後に、朝鮮総連ビル売却問題をご存じでしょうか。
土屋公献という元日弁連の会長をした人物ですが、拉致問題は存在しないとか、日米軍事同盟は必要が無いとか曰っていた人です。
整理回収機構が、朝鮮総連ビルに対して強制競売を仕掛けるという状況にあって、元公安調査庁長官であった緒方重威という人物が代表を務める投資会社に所有権移転登記をして、競売逃れをさせた疑いが持たれた事件です。このとき売る方の代理人をしていたのが土屋です。買う方が公安調査庁の元長官であったことについて、どうお考えでしょうか？

極端な右、極端な左は、相容れないでしょうが、今の我々の価値判断は、右的要素もあれば左の要素もあるということかと思います。

以上

法友倶楽部の機関等

(設立) 法友倶楽部は、大阪弁護士会所属の弁護士で構成される団体（会派）の一つ。昭和5年（1930年）6月28日、当時の大阪弁護士会会員694名のうち、110数名の有志会員によって設立され、令和3年（2021年）6月28日で創立90周年を迎えました。

(目的) 「弁護士の使命である人権擁護と社会正義実現のため司法の民主化に貢献し、弁護士会の健全な運営に寄与するとともに、弁護士職務の研鑽に努め会員相互の親睦を図ること」を目的としています（規約第3条）。

		<委員会>	
総会	年2回開催（定期総会）	推せん委員会	法友倶楽部の幹事長、日弁連の会長又は大弁の会長、副会長等弁護士会の役員等の候補者を推せんします。
幹事会	毎月1回開催	広報委員会	広報活動を担当し、主に会報である「法友」を発刊し、ホームページの管理を行ないます。
	幹事長 幹事	企画委員会	法友倶楽部の活動方針や政策等の立案、研究調査活動、その他幹事会が決定する事項につき諮問を行います
常任幹事会	毎月1回以上開催	親睦委員会	親睦活動を担当します。ゴルフ（HGC）や会員及び会員家族や事務局向けの親睦行事を企画実行します。
	幹事長 副幹事長	研修委員会	法友倶楽部独自の研修行事を企画実行します。
		法曹交流委員会	法友倶楽部と法曹関係者、司法修習生等との交流活動を行います。
		ジュニア部	会計年度の開始の日において法曹資格取得後10年以内の者を以って組織します。

<2022（令和4）年度行事>

4月	お花見
5月	春期総会
6月	ジュニア部旅行
7月	料理教室（親睦）、HGC（親睦）、
8月	
9月	ビアパーティー
10月	大阪弁護士会運動会、BBQ（親睦）
11月	経営勉強会（法曹交流）
12月	冬期総会（オークション）
1月	新年会兼副会長当選祝賀会、フラワーアレンジメント（親睦）
2月	ボウリング大会（親睦）
3月	HGC（親睦）、ジュニア部旅行、新入会員歓迎会、ICTセキュリティ研修（研修）、新旧幹事引継会